

別添 1

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託

1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務

仕 様 書

令和 5 年 1 月

浜 田 市

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務 仕様書

1. 業務名

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務

2. 業務の目的

浜田市では、2022年9月「浜田市2050年ゼロカーボンシティ表明」を行い、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしている。その実現のためには、再エネの最大限導入のための計画づくりが大切であり、浜田市地球温暖化対策実行計画の改定も必要となる。そして、環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金事業への応募も検討しなければならない。また、SDGs未来都市に連動する経済・社会・環境の三側面の統合的取組による相乗効果が期待できる新しい取り組みも含んだ計画にしたい。

これらのことを視野に入れた上で、浜田地域全体における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえ、国の目標に合致した再エネ・省エネ目標を設定し、その目標達成のための具体的施策と推進体制等を検討すると共に、それらを実施するための浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」を改定する事業とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月15日(木)まで

4. 委託金額

① 総額：9,900,000円以内
(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

② 条件

本事業は、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度当初予算の成立及び、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う行為となる。

したがって、本業務委託における予算の不成立又は、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」が不採択となった場合には、本公募型プロポーザルによる業務委託契約を締結することなく中止する場合がある。

5. 業務内容

概要は次のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

(1) 基礎情報の収集・現状分析

① 再生可能エネルギー・省エネルギー等の導入ポテンシャル調査

再生可能エネルギーの種別※ごとに、環境省の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ等を参照するとともに、再生可能エネルギーの主力電力化に向けた課題や、今後期

待される技術革新も考慮し、単純な導入適正の有無ではなく、中期的(2030年まで)に導入適正があるか、あるいは長期的(2050年まで)に導入適正があるものを評価し、地域の再生可能エネルギーの種類ごとのポテンシャルを調査する。

また、本市の自然・地理的環境及び社会的環境を踏まえ、導入可能と考えられる再生可能エネルギーについて、導入ポテンシャル及び導入可能性について調査する。

同様にカーボンニュートラルに向けた省エネルギー、エネルギー転換(熱分野・交通分野などの脱炭素化)に関わる技術等の現状の課題、中期的・長期的な導入適正とポテンシャルについても分析・整理を行う。

※ 再生可能エネルギー種別(例):太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、小水力発電、地中熱など

② 市民や事業者へのアンケート調査と分析

本市の市民や事業者に対して、脱炭素化や再生可能エネルギー導入に関するアンケートを適当数実施し、その集計と分析を行うこと。

③ 導入に当たっての課題の整理

(1)－①で整理した種別ごとの再生可能エネルギーポテンシャルに対し、現状の発電容量、導入が進んでいない課題等を整理する。整理にあたっては(1)－②の結果も考慮すること。

④ 課題解決に向けての脱炭素施策の方向性の整理

(1)－③で整理した課題を踏まえ、種別ごとの再生可能エネルギーの最大導入、省エネルギー、エネルギー転換を図るための方向性を整理する。

⑤ 森林吸収量の調査

本市は総面積の約8割を森林が占めており、森林吸収のポテンシャルを把握するための調査を行う。なお、二酸化炭素排出量と森林吸収量の差し引きにより総排出量を求めるものとする。

(2) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

2030年及び2050年における温室効果ガス排出量の推計を行う。推計にあたっては、人口や経済などの将来の活動量の変化の想定及び排出削減に向けた追加的な施策等の導入を行わない場合の推計(特段の対策の無い自然体の排出量「BAU排出量」と、ゼロカーボンシティ実現に向けた追加的な施策を導入した場合の2通りの推計)を行う。

(3) 再生可能エネルギー導入目標の設定

国の温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直し状況等を踏まえ、本市における温室効果ガス削減量の目標設定に資するため、複数の再生可能エネルギーについて2030年(中期目標)及び2050年(長期目標)における導入目標値を設定する。

(4) ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの検討

本市のゼロカーボンシティ実現に向け、2030年までの中期目標及び2050年までの長期目標を達成するための具体的な取組を提案するとともに、脱炭素(再生可能エネルギーの拡充、省エネルギー、エネルギー転換)に向けたロードマップを作成する。

(5) 再生可能エネルギーの拡充等に向けた取組の検討

(1)－④で整理した再生可能エネルギーの最大限導入を図るための方向性等を踏まえ、

短期的(2026年まで)に導入を拡大するための施策、中期的(2030年まで)に課題を解決しながら推進していく施策、長期的(2050年まで)に導入を図るための調査・研究していく施策を検討し、地域脱炭素のための具体的施策を提案する。

なお、地域再生可能エネルギーを最大限導入した場合でも、目標とする導入量を実現することが困難な場合は、他地域との連携により、再生可能エネルギーを調達する方策及びその課題の整理を行う。

① 短期的に導入を拡大するための施策

短期的施策の検討に当たっては、「第2次浜田市総合振興計画」に掲げる施策大綱の実現又は、「浜田まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の達成に寄与するものを含めること。

② 中期的に課題を解決しながら推進していく施策

中期的施策の検討に当たっては、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定の可能性について検討を行い、設定を行う具体的な区域の検討を含めること。また、今後予定している環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金事業への応募も視野に入れるため、促進区域を検討する住民や事業者が参加する協議会を設置・運営して検討を行うこと。

③ 長期的に導入を図るための調査・研究していく施策

長期的施策の検討に当たっては、今後の国の方向性や技術の進歩も見据え、本市にとって有益で未来への希望が持てる調査・研究であること。

(6) 計画策定過程における地域及び庁内の合意形成手法

本計画の策定にあたっては、庁内推進本部及び計画策定委員会での検討の他に、市民や事業者・関係機関との合意形成の場を含め、その設置・運営に関して支援すること。

また、その合意形成の過程で知識の共有と事例研究のための研修会を適宜開催すること。

6. 成果物・納期納品場所

(1) 成果物

- ① 本業務の調査結果報告書：本書2部、概要版(4頁)2部
- ② 本業務の調査結果報告書の電子データ(CD-R)
- ③ 本業務の調査関連データ(CD-R)
- ④ 設定した目標の進捗確認に必要なツール及び算定マニュアル
- ⑤ その他市担当者が指定するもの

(2) 納期

令和6年2月15日(木)まで

(3) 納品場所

島根県浜田市殿町1番地

浜田市 市民生活部 環境課 カーボンニュートラル推進室

7. その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のためより効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、環境課カーボンニュートラル推進室と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ① 市に提出された企画提案書等について、業務を受託した事業者又はその著作者はその内容の全部または一部を本市が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。
 - ② 市に提出された企画提案書等の所有権は、本市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
 - ① 本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で本市に移転するものとする。
 - ② 本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複写又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で浜田市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。

—以上—